

# 第4回靈感商法等の悪質商法への対策検討会議事録

消費者庁消費者政策課

## 第4回靈感商法等の悪質商法への対策検討会

1. 日 時：令和4年9月22日（木）8時15分～9時37分

2. 場 所：オンライン開催

### 3. 議 題

- ・個別事案に関する分析と検証（非公開）

### 4. 出席委員（五十音順、敬称略）

- ・河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- ・菅野 志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム代表理事）
- ・紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- ・田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- ・西田 公昭 立正大学教授
- ・宮下 修一 中央大学教授
- ・山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- ・芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

○河上座長 それでは、定刻でございますので、第4回「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催いたします。

本日も早朝から御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は「個別事案に関する分析と検証」でございますが、検討会の開催要綱の3の（1）に基づいて、前回15日の検討会において委員の皆様の御同意をいたしておりますので、非公開として開催いたします。また、開催要綱の2の（2）に基づきまして、関係者として弁護士の郷路征記様に御出席をいただいております。

なお、本日も河野大臣に御参加いただいておりますので、大臣から御発言があればお願ひいたします。

○河野大臣 おはようございます。

委員の皆様には本当に忙しい中、今日も早朝から御参加いただきましてありがとうございます。

今日は、座長からお話をありましたように、個別事案ということで、非公開で開催をさせていただくことになります。今日も活発な御議論をどうぞお願い申し上げます。いつもありがとうございます。

○河上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議の資料の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

○尾原課長 本日の資料について確認をお願いいたします。

紀藤委員提出資料、郷路征記弁護士提出資料、参考資料1及び2でございます。もし手元に届いていないことなどがございましたら、挙手でお願いいたします。

大丈夫ですね。ありがとうございます。

○河上座長 それでは、本日の議題の「個別事案に関する分析と検証」に入ります。

まずは、郷路弁護士から35分以内で御説明をお願いいたします。また、郷路弁護士の御説明の後に、紀藤委員から5分以内で補足的に御説明をお願いいたします。

○郷路弁護士 まず、このような機会を与えていただいたことに感謝を申し上げます。弁護士の郷路です。

資料1が提示されていますけれども、それを御覧いただくことにいたします。

私は、資料1の4番、1987年3月19日に、世界統一家庭連合（旧名称世界基督教統一神靈協会、以下「統一教会」という。）に対して、統一教会の伝道・教化活動が国民の信教の自由を侵害するということを理由とする損害賠償請求訴訟を起こします。札幌で3件の集団訴訟を行いまして、勝訴をいたしています。

2017年、表で言えば16番以降ですけれども、2017年以降は東京地裁を中心に裁判を行っておりまして、5件の裁判がありました。うち3件が現在も係属中です。したがいまして、この35年間、ほぼ切れ目なく統一教会に対して、伝道・教化活動が違法である、国民の信教の自由を侵害しているということを主張して裁判を行っています。これらの訴訟の請求原因は全て同じです。

資料2の2ページを御覧いただきたいと思います。上のほうに「入信勧誘活動が違法となる要件」という部分がございます。「統一教会の伝道・教化課程が違法であるか否かの判断基準は、その目的、手段、結果が社会的相当性を著しく逸脱しているかどうかである」、この基準で札幌では裁かれていきました。札幌の訴訟を中心に、まず目的と結果について判例の到達点をお示ししたいと思います。

まず、目的についてです。資料2の4ページの下部に「総括」がございます。そこを御覧いただきたいと思います。3つの事件は、統一教会の伝道目的については対象者の財産の収奪と労働力の搾取、これは私の言葉でして、判決の言葉では「無償の労働の享受」となっています。それと、犠牲者の再生産という不当な目的であったということが認定されています。この文言そのものは最初の事件の文言ですけれども、2番目、3番目の事件でも同じような認定がされています。

このような認定に到った一番の原因だと私が感じていることは、主張以外のことですけれども、原告たちを合計で40名近く尋問しました。統一教会員になってからの活動を供述してもらいますと、やらされている内容は全く同じなのです。それは、献金をすること、展示会で物を売るための活動をすること、街頭で伝道活動をすること、これだけです。あと行われているのは、それをいかにうまくやるかということの勉強をさせられているということだけだった。そういうことですから、裁判官もその話を聞いて、この認定に至りやすかったのかなと思います。

結果については、資料2の4～5ページです。統一教会の伝道・教化活動によって信教の自由(信するか否かを選択する自由)が侵害されたとの認定に到達していると思います。

これについては、資料7の2枚目、37ページを御覧いただければと思います。そこに判決が引用されています。「統一教会が信教の自由を有しており、その伝道・教化活動もその信教の自由の一環であるとしても、対象者も信教の自由、すなわち当該宗教に帰依するか否かを選択する自由を有しているのであり、対象者のこの信教の自由を侵害する方法による伝道・教化活動は許されないのは当然である」。国民は内心の自由を持っています。その中に信教の自由というのがあります。これは、他者に対して何かをするという内容のものではないですから、絶対的に保護されなければなりません。それに対して、宗教団体が行う伝道活動は他者に対して働きかける行為です。他者の人権を侵害することができないという当然の制約を持っているということの表れであります。

そのような認識に到達しているのはなぜかというと、この3つの判決が統一教会の伝道・教化課程、伝道・教化の手法について詳細な分析を行って、その結果、そのような認識に至ったのだと私は考えていますので、次いで、目的、手段、結果の手段のところ、伝道・教化の手法について、統一教会の問題点を指摘していきたいと思います。

今日ここで対象にするのは、時間の関係で既婚婦人用の伝道・教化課程であります。その詳細については、資料3を御覧いただきたいと思います。

私が最近行った講演がユーチューブに載せられていて見ることができます。この場

でも時間があれば、2時間ぐらいいただければお話しすることができますけれども、時間の関係がありますので、これを御覧いただきたい。その概要によりながら、どのような点が問題点なのかということを簡潔にお伝えしていきたいと思います。

資料5を御覧ください。これは統一教会の既婚婦人に対する伝道・教化課程の流れです。ビデオセンターというのが伝道課程で、教育部というのが教化課程と私は考えています。

印鑑販売会社から実践までに至る流れのことを統一教会は内部で何と言っているかといいますと、生産ラインと言っています。これは徳野会長自らがそう発言しています。何を生産するのか。統一教会にとっては信者を生産する。信者は何を持ってくるのか。お金、無償の労働力。だから、無償の労働力とお金を生産するラインだということです。統一教会の伝道目的が、人の心の救済ではないということがはしなくも表れている言葉だろうと思います。

最初の問題は、左側の印鑑販売会社の一番下、ビデオセンターの受講決定が持っている問題点です。ビデオセンターは統一教会の伝道組織ですけれども、統一教会であることも宗教団体の伝道活動であることも隠して、「家系の勉強をしませんか」などと、ある種カルチャーセンターのような装いのうそを用いて、姓名判断などの占いの手法を用いた因縁トークで発生させた不安の感情を利用して、ビデオセンターの受講決定をさせます。

統一教会という宗教団体の伝道活動ですということが明らかにされていれば、絶対に受講しなかった方も、この三重のトリックで判断を誤らさせられて、ビデオセンターを受講させられているのです。これは自主的な選択とは到底言えないと私は思っています。

そして、ビデオセンター、教育部という場は、2009年の統一教会の内部資料を私が分析したところによれば、ビデオセンターの受講決定をした人のうち25%が統一教会員になってしまうという、とても特別な場なのです。そのような場ですから、受講決定をすること自体が極めて大きなリスクと言わなければなりません。

資料7の37ページを見ていただきたいと思います。上の段、「違法性の根拠となる事実と基準」の「伝道目的の活動であることの明示」に、宗教団体の伝道活動は、特定の宗教団体の伝道活動であることを明らかにして行わなければならないとすべきである。例えば「家庭連合」であると言うだけでは不十分であると私は考えています。

その理由については、宗教の伝道の場合には、それが一定程度効果を現してきますと、人はその場から逃れる心理的な自由を失っていく場合があります。さらに、信じてしまえば、どのような論理的な説得をもってしても、事実を示しても、その確信が揺らぐことがないという状況に陥ります。したがって、最初の決断が極めて大事なのだと。その伝道・教化課程に入っていくかいかないかの決定が極めて大事である。そこをうそをついてはいけない、事実を明らかにしなければいけないという、人間社会の中で行われているごく普通のことを宗教団体も行わなければならぬというものが私の1番目に訴えたいところです。

第2は、統一教会は自分の教義にはない、先祖因縁、先祖供養という考え方を利用して、その家庭の全預金を先祖供養祭献金という名目で献金させるとともに、因縁を清算してく

れたと誤解させることによって、教義上そんなことはしない、旧約聖書の神である原理の神を、因縁を清算してくれたということで信仰させてしまうわけです。

資料7の38ページを御覧ください。第2として、「他の宗教の教義で伝道すべきではない」というのが規範となるべきだと思っています。

資料5に戻っていただきますと、ビデオセンターの3行目に先祖の因縁というのが教えられるということが記載されています。それから、4、5行目に供養祭献金というのがあります。供養祭献金をさせるために、因縁からの救済手法として先祖供養ということが教えられます。その先祖因縁も先祖供養も統一教会の原理、統一原理にはない概念です。このことは統一教会自身が内部文書で明確に認めています。

では、なぜ教義にもないこと、すなわち統一教会が信じてもいないことを利用するのかというと、それが日本人にとってもとてもなじみのある考え方であること。それから、先祖供養などは日常化している行動でもあるため、それを利用すると早期にお金を献金させられますが、原理の神を信仰させられます。そういうことができるのです。

例えば70歳か80歳ぐらいの女性のことを考えてください。この方は先祖を崇拜して毎日仏壇にお参りをしています。その方に、あなたは原罪を負っています、だから救われなければいけません、この教えを信じましょうと説得しても、まず絶対に信者になることはありません。ただ、その方に、先祖の因縁があって、あなたの息子さんは大変だよ、供養してあげなければと説得されれば、その考え方を信じさせることは極めて容易です。そういうことなのです。

でも、因縁があるのよ、それがあなたの不幸の原因なのよと教えるだけでは足りません。そうかもしれない、本当だねと思わせたとしても、全預金を献金させるような力はないのです。

そこで、統一教会は、因縁が実際に実在すること、そしてそれがあなたの息子さんの不幸の原因であるということを実感させます。実感させて、初めて因縁はその人の行動を支配する力を持ちます。

この実感というのは、私の考えですけれども、心のそこから深く納得すること、あるいは喜びとか苦悩、恐怖という感情と結びつけられて、因縁の存在を感じる、感ずるということではないかと思っています。

そのような実感をさせるための手段として統一教会が用いているのが家系図と映画です。家系図を戸籍謄本がある限り集めて、死因、病気、問題行動などを書き込んでいきますと、よからぬ行いをした先祖や、不幸にして早死をした先祖、離婚や子供がなく家系が断絶してしまった例などが必ず見つかります。それらの不幸な先祖の靈が因縁になると説明されると、もともとがここまで統一教会の教えを受けていた人たちは、因縁や先祖を感じやすい人が選択されていますから、そのことによって因縁の存在が証明されたと信じます。

私の依頼者に大学院の修士課程を卒業した方がいらっしゃいます。この方は、家系図の因縁トークで因縁の実在を実感しています。知識、学歴には関係ないところなのです。

映画は、『八つ墓村』とか、ロビン・ウィリアムスが主演した『奇蹟の輝き』などを見せます。映画の世界に没入させることによって、その世界を擬似的に体験させる。擬似的な体験を通じて因縁を実感させるという手法を取ります。

そのように受講生の認識を変えた上で、あなたには母として子供を守る責任がある、中心人物として家系を守る特別な責任があるという使命感を訴えて、今がこの時だ、今を逃しては大変なことになってしまうと危機感に訴えて、全預金を献金させます。子供や夫の命に関わっていると思わされてしまうから、お金の問題ではなくされてしまう人が多いのです。そのような場合、私の命に代えてでもという気持ちにさせられている人たちが多いです。

全預金を献金させられて因縁が清算されたはずだと思います。因縁が清算された誤解する気持ちが起こります。その喜びの気持ちの中で、因縁を解決してくれた神の愛を実感してしまう人が現れます。すなわち、因縁を清算することなんて原理的ない、原理の神の実在を実感させられてしまうのです。これは原理の神を信仰させられた状態です。統一教会はこの段階ではまだ統一教会であることは明らかにしていません。正体を隠したまま、他の宗教の教義を使ってここまでやってしまうのです。これが正当なことだとは到底思えません。そして、神の実在を実質的に実感させることは、文鮮明が再臨のメシアであるということを実感させるための土台になっているのです。宗教的回心を起こさせる土台ができてしまうのです。

資料4を御覧ください。報道によるもので私がつくった山上家の家系図です。本人というものは山上容疑者のお母さんで、A子さんといいます。何という不幸がA子さんを襲ったのかと思います。弟さん、お母さん、夫が亡くなっています。長男は小児がんで右目を失明するということが起きていたということがありますので、A子さんに因縁のトークは極めて効いただろと僕は思います。その因縁トークを信じ、因縁の実在を実感したからこそ、先祖供養をしなければいけないという思いにつながり、子供を守らなければいけないということで、2000万円、3000万円という献金につながったのだと私は推測させていただいている。そして、A子さんは報道によれば、救われ方も特別に大きかったという言葉を述べています。私は神の愛を実感させられた可能性があるのだと思っています。

第3に、宗教教義であることを明らかにしないで、統一原理を事実である、真理であると教えることが極めて不当だということです。資料5を見ていただきます。今はビデオセンターの「神の実感」のところをお話ししました。その下の「原理講義、復帰歴史」のところです。資料7の41ページでは、宗教教義であることを明示して教えなさいと言っているところです。

先祖供養祭後は、統一原理ビデオ13巻を宗教教義であることを隠したまま教え込みます。そのほうが、宗教教義であることを明らかにされた場合に比較して、それを事実であるとして受け入れる人がずっと増えると思います。しかも、この段階の人たちは神の実在を実感している状況でありますから、救いの道を求める気持ちになっていて、救いの道がここ

にあると思っていて、一言一句漏らさぬように聞くように姿勢が転換されています。

それに対して、宗教教義であることが明らかにされてそれを聞く場合には、宗教の入信につながる可能性を感じますから、一歩距離を置いて注意を払って講義を聞くと思います。その分、講義の浸透度は全く違ってくるはずです。

さらに、宗教教義の教えであるということが伝えられていれば、多くの人は周りの人と相談すると思います。この段階で相談してくれさえすれば、全ての人はこの場からやめて立ち去ります。これ以上の被害は防げるのです。

さて、13巻のビデオが終わった段階で、明らかにしても大丈夫だと判断された人について、初めて文鮮明が再臨のメシアであること、ここが統一教会であることが明かされます。資料5のビデオセンターの最後のところです。

神を実感し、統一原理の教えを浸透させられた人たちは、神、の墮落した人間を理想的な人間に復活させるための努力の表れとしての人間歴史という考え方を受け入れますので、その結論として、再臨のメシアを人間の救いのために神はこの地上に送ってくれたのだという教えを喜びを持って受け入れることになるわけです。その人が文鮮明なのだという講義が最終講義の『主の路程』と題する文鮮明の一代記です。

その後、教育部に移動して、もう一度統一原理を今度は講師が生講義で教えます。しっかりと暗記させるためです。この段階から、『原理講論』というとても分厚い本を競争で読ませます。靈界が晴れるとかいって毎日競争で読ませます。多い人は3回とか4回読むのではないでしょうか。

なぜそのような方法で統一原理を教え込むのかといいますと、それこそが文鮮明を再臨のメシアであると実感する、信仰するための前提となる知識だからです。すなわち、統一教会がここでやっている作業は、文鮮明をメシアであると実感させるための前提知識を与えていることなのです。

そのことを明らかにせず、すなわち、文鮮明を再臨のメシアと実感することにつながるのだと、統一教会という宗教を信じることにつながるのだということを明らかにしないで、最初は宗教教義であることも明らかにせず、事実である、真理であるとして教えることは、信教の自由を侵害することに必要な準備行為であって、信教の自由の侵害に直接つながる行為で、不当だと私は考えています。

第4に、文鮮明が再臨のメシアであると実感させてから、すなわち、もうこの道から逃れることができない状態にしてから、救われるために必要な過酷な実践課題を示すことです。資料5では、教育部の上から3つのまとめの2行目に「メシア実感」と書いています。メシアを実感させてからアベル・カインの教え、万物復帰・伝道の教えと実践、報・連・相の実践・隸従させるということが問題になるわけです。万物復帰・伝道の教えというのが過酷な宗教的実践課題です。

メシアの実感はどのような方法でさせるかといいますと、教育部の途中から韓国での先祖解怨・先祖祝福式に参加させます。先祖解怨式や、恨靈という恨みの靈を体から追い出

すための行為、大きな目的の一つは靈的な体験をさせることなのです。

例えば、先祖解怨式で地獄から靈能師が連れてきたおばあちゃんがあなたの横に座っていますと言われます。そのおばあちゃんの手を握ってくださいと言われて、手を差し出して、手を握られたと実感する人が現れます。それから、おばあちゃんの喜びが伝わってきたと実感したという人も現れます。

恨靈、恨みの靈を追い出す作業というのは、数百人の人間が1か所に集まって、音楽を聞きながら体をたたき合う行為をするのですけれども、その作業の中で、白い煙が立ち上って悪靈が体から追い出されるのを見たと考える人が現れます。白い煙といいますから、僕は湯気ではないのかと考えるのですけれども、暗示を与えられていますから誤解するわけです。その人にとっては靈の実在を実感したことになるのです。このような特別な体験を通じて、そのような場を用意してくれた文鮮明の特別な力を実感して、再臨のメシアとして受け入れることになります。このような靈的な体験は、この人を終生この組織に縛りつける力を持っています。

例えば、文鮮明が本当にメシアかどうか、おかしいという情報を与えられたとします。おかしいのかしらと思ったときに、いやいや、私がしたあの靈的な体験は事実だ、私にとっては完全な事実だ、だから、それを用意してくれた文鮮明先生がメシアであることは疑いがない、統一原理も疑いがないと考える根拠になるわけです。

以上の結果、教えられてきた統一原理は真理として実感させられ、実践しなければならないものになります。そのような認識による行動がまた真理であるとの確信を強めていくことになります。

このような実感を持たされてしまったから、過酷な宗教的実践活動を求められたとしても、もう拒否する自由がありません。この道を行かなければ苦しむことになる、地獄に行かなければいけないのだということを統一原理は説いていますので、それが真理になってしまいますからです。

以上のことから考えますと、統一教会のやり方は極めて不当です。文鮮明を再臨のメシアとして実感させる前に、実感させられてから行わなければならない実践行動を示して、選択の自由を保障すべきです。

統一原理が真理となりますから、統一原理の教えの中にある善惡の判断基準に変えられてしまいます。例えば、親のお金を勝手に取って献金することも善なのです。うそをつくことも善になります。神のための行為は全て善、それ以外の行為は悪という認識に判断の基準が変えられてしまうのです。

その上で、違法な行為も指示があれば実行できるよう、組織に隸従させるための訓練が継続されます。それがアベルという宗教的な上司に対する日常的な、毎日の報告・連絡・相談、そして指示を受けてその指示どおりに行動することです。考え方についても、話をして、訂正を受ける。それを繰り返していく中で、自分の頭では考えない人間になり、組織に隸従させられて、違法な行為でもやれと言われれば実践する人間が生まれてきます。

したがって、統一教会の末端の信者が伝道活動の中で刑罰法規に触れて処罰される例があるわけです。でも、彼・彼女たちは、それを正しいこととして信じてやっていることが最大の問題です。

すなわち統一教会員は、統一原理が正しいと思っているから、誠の限りを尽くしての献金もしますし、命がけの物品販売活動もしますし、命がけに愛を込めた伝道活動もします。それが、統一教会員がメシアに救ってもらうためにやらなければいけないことなのです。

正しいと思わされているだけではなくて、心の中には恐怖心が根差しています。これをやらなければ私は靈界に行った場合には地獄に行くことになってしまうという認識が根のところにあるのです。その上で、神に救われていくためには、アベル、上司の言うことを聞かなければいけないという隸従の体制の中にいますから、上司の言うことは拒否できない。その3つのシステムというか、3つの拘束要素によって献金をさせられていきます。

だから、A子さんのように、全財産を、家を売ってまで献金して、サラ金からお金を借りて献金して自己破産をするという被害が現れます。命がけの物販、伝道活動をしなければなりませんから、養育を必要とされる家族も放置される場合も出てきます。

その結果、資料6を御覧ください。斜線を引いている方はA子さんが統一教会に誘われる前に亡くなった方です。その後、父、長男、安倍元首相がこの関連で亡くなっています。

父は、A子さんが父の名義の不動産を勝手に売却して献金したときに、怒って包丁を持ち出したことがあったようです。失意の中で亡くなった可能性がとても高いです。それから、長男は自殺をしています。養育の過程で、何日間も食べる物がなかったということで、伯父さんに対してSOSを出したという体験も持っているようで、その体験等が影響を与えた可能性を否定できないと思います。さらに、次男の山上容疑者は、あろうことか、安倍元首相を銃撃し、殺害してしまって、自分の人生を破滅させてしまいました。

私は、この例は統一教会の違法な伝道活動が社会に対して、家庭に対して及ぼす恐るべき破壊力の一例として捉えています。私が説明した最初の基準、正体を隠した伝道を禁止するということが、当時、社会で守られていたならば、このような被害は発生しなかったのです。

このような被害を再発させないためにはどうしたらいいか。私はこの基準を裁判の判決を通じて社会に実現しようと努力をしてきたのですけれども、その努力だけでは足りなかったというのが現実だったと思います。

どのような形になるかは別にして、このような基準による規制をして、国民の信教の自由を守っていくことが必要だと私は信じています。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○河上座長 ありがとうございました。

それでは、紀藤委員、5分ほどでお願いいたします。

○紀藤委員 郷路先生の重い報告をありがとうございました。

私のほうからは、靈感の文言が消費者契約法に挿入された経緯について、以前に西田さ

人が会長を務められている日本脱カルト協会の1998年の会報に寄稿した文章がありましたので、それを御提示するとともに、その内容を御報告したいと思います。

これは、超党派で法律が成立したわけですけれども、もともと靈感という規定が入っていなかったのですね。それに対して、日弁連の消費者問題対策委員会が中心になって、消費者団体の応援も得て、もともと入っていた「社会生活上の経験が乏しいことから」という条文が、社会生活上の経験が乏しいというのは高齢者が入らないのではないかと。国民生活センターの統計その他を見ても、高齢者被害が割合的にも若者の消費者被害よりも増えている状況下においては誤解を招きかねない条文だということで、基本的に削除を求めたわけですけれども、消費者庁のほうで削除できないということもあって、結果的に削除できないならということで、高齢者であっても、特に高齢者の消費者問題で問題となっていた健康不安商法や靈感商法を新たに条文化して5号、6号ということで入れたという過程を私のほうで当時の議論状況を整理したものです。

その次の59ページを御覧ください。当時入っていた3、4、5、6という条文です。この条文は、4号を見ていただければ分かるとおり、「社会生活上の経験が乏しいことから」と線が引いてあるところですけれども、この条文がどうしても高齢者が入らない、誤解を招くということです。

そのために、別途、59ページの下辺りに線が引いてありますけれども、日弁連の会長声明において、「高齢者に対する靈感商法などがこの取消権の対象から除外されるとの解釈がとられることとなれば、本答申の趣旨を大きく逸脱する」と。その下に、「『社会生活上の経験が乏しいこと』との文言は削除されるべきであり、少なくとも、高齢者が取消権の対象から除外されないことを解釈として明確にすべきである」ということで、靈感商法という例示を挙げてこの必要性を訴えたことに対して、衆議院において修正がなされて、60ページですけれども、ここに5号、6号というのが入って、「加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下していること」という「加齢」という言葉を入れたということで、その利用、前回、状況の設定と状況の利用という話をしましたけれども、5号は状況の利用を中心とした規定、6号に靈感商法の話が入ってきて、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、不安をあおる商法、これは状況の設定のほうに重きがありますけれども、そういう条文を2つ置いて、そしてこの修正案が、当時、超党派で与野党の全党合意で靈感商法が消費者契約法の中に入ったということです。

「靈感」という法律用語としては熟成されたものかどうかというのは、私もその当時ようやくここまで来たという思いと同時に、法律家というのはクリエイティビティ、創造力、創造性が重要だとつくづく思いましたけれども、「靈感」という言葉が憲政史上初めて法律の中に取り込まれて、少なくとも「靈感商法」の規制ができるようになったということになります。

そして、5号、6号は我々靈感商法をやっているときにはとても重要な規定であります、その下辺りの段落に、消費者の健康不安に関する、靈感商法などにおいてはそういう

問題があるということを記載していまして、「靈感商法など宗教ないし疑似宗教の被害の中には、健康不安をあおった『人参茶』などの『健康食品』の勧誘や『セミナー』などの勧誘があり、『健康不安商法』も規制対象となりました」ということで、旧統一教会に限らず、カルト的な被害の中にはこういった健康不安セクト、カルトがありますので、ここは5号も非常に重要ということになります。

そして、フランスには無知・脆弱性不法利用罪があるのですけれども、これは主に状況の利用に関して犯罪化した法律ですが、このときの消費者契約法の改正は、「社会生活上の経験不足の不当な利用」とか、「加齢等による判断能力の低下の不当な利用」という、困惑取消しの中に、こういった形で状況の利用というものが条文化されたということに関しては、これまで他者からの相手に対する働きかけというのが中心に日本の法制はつくられてきたわけですけれども、相手の脆弱性を知って、それを利用する行為も取消しの対象になる可能性があるということを示した新しい法体系の条文を消費者契約法に盛り込んだことに関しては、日本も新しい法制に踏み出したということになるわけですけれども、それがようやく日本で2018年に成立されて、2019年に施行されたということになります。

結論から言いますと、もともと3号の「社会生活上の経験が乏しいことから」ということを前提に、それだと足りないということで5号、6号を切り出したという経過がありますので、場合によっては状況の設定と状況の利用というのを切り分けた上で、靈感商法の規定は必要ではないかとつくづく思うのです。

なぜそう思うかというと、6号だけでは、これは状況の設定に傾いた規定なので、いわゆる一回的な勧誘に基づく靈感商法しか規制できず、一旦、不安を継続的に生じている状態、先ほど郷路先生が言われているような事案において、ほとんど勧誘なく献金を繰り返し行わされるような場合には、状況の利用という形に傾かないと取消しができないので、消費者問題としては次々販売という類型がありますけれども、靈感商法の次々献金みたいなものに関しては6号だけでは対応できませんので、やはり不安の利用というような新しい条文を6号に加えてつくるか、3号の中に一遍にまとめてしまうかという問題がありますけれども、そういう改正が必要だろうと思って、今回、法律の制定過程を御存じない方もおられるかもしれませんので、私が当時書いた拙稿をお出しました。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

私から1点確認をさせていただきたいのですけれども、郷路先生、被害の発生のメカニズムはよく分かったのですが、具体的に裁判の際の郷路先生の主張の法的根拠はどういうものを使われたのですか。

○郷路弁護士 先ほども申しましたとおり、旧統一教会の伝道・教化課程がその目的、手段、結果について社会的相当性を著しく逸脱しているので、勧誘を受けた者に対する不法行為になるという構成です。

○河上座長 違法性がそこで認定できるということでしょうか。

○郷路弁護士 そうです。

○河上座長 どうもありがとうございました。

それでは、今までの御説明に対しまして、御意見、御質問等がありましたら順番にお願いいたします。いかがでしょうか。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ありがとうございます。

私のほうからは、意見を1つと、郷路先生または紀藤先生に質問を2つしたいと思います。

まず、意見ですけれども、紀藤先生もおっしゃったように、消費者契約法の靈感商法の取消権に関しては、当時、第一歩ではあったけれども、その取消権が前回裁判例上はまだ見当たらないというように、当時から、私も委員で衆議院の議論に加わっていましたけれども、狭過ぎるという懸念があったのですね。それが実際、使いにくいという状況が今回明らかになっていますので、やはり包括的な条項として蘇らせる必要があるのだろうと思います。

今日、郷路先生からもお話があったキーワードがかなり参考になるのではと思います。正体隠しで人心に入り込み、恐怖を土台とした支配・隸従関係をつくり出し、自由意思を奪うというような消費者契約については取り消せるというふうに（消費者）契約法を変えていく必要があると思います。もう一つ、行政上も宗教法人法等の改正で、こうした宗教法人の活動は違法である、禁止である、行政的に認められないということを明確に書くべきではないかと思います。それは、両論で提示されていくことが効果的ではないかと思いました。

そして、質問ですけれども、今お話を聞いて、弁護士の先生方の御努力で、既存の現状の法律の中でも旧統一教会に対して十分質問権が発動できる、すべきだと思いますし、おのずとそれは解散命令請求の発動につながるのだと思います。

その場合、質問その1は、質問権ないし解散命令請求発動のための法令違反ということになっているわけですけれども、何の法令に違反をしたという構成になり得るのかということです。

もう一つ、私はこの件については質問権、解散命令請求は政府が主導してやるべきだと思っていますけれども、一方、利害関係人も請求権者になっています。恐らくこれまで利害関係人として何とか旧統一教会に対して解散命令請求を働きかけることができないだろうかと先生方も苦慮されてきたことがあるのではないかと思うのです。その点は、難しかった、あるいは難しいというところであれば、どういう点に困難があるのかということをお伝えいただきたいと思います。

その上で、この検討会としては、旧統一教会への既存の宗教法人法にのっとった解散命令請求の発動に踏み込むべきだと提言すべきだと思っていますけれども、その判断の前提としてお伺いしたいと思っています。

○河上座長 それでは、郷路先生のほうから、何かお考えがあれば、よろしくお願ひします。

○郷路弁護士 何の法令違反かという御質問でしたけれども、私の構成によれば、民法709条、715条に違反する行為が行われている。その実質は、国民に保障されている信教の自由が侵害されているということだという答えになるのかなと思います。

解散命令のことについては、確かに私も3つの集団訴訟をやる中で、解散命令をも視野に入れながら取り組んできたという思いがあります。しかし、最初の30年前の旧統一教会と現在の旧統一教会では大きさが全く違うのだろうなというのが現在の実感です。

今、会員が数万と言われている巨大な組織が、組織として私の言う違法な伝道・教化活動をやっていたということを立証するためには、裁判所が納得してそのところを認定していただけるためにはどのような資料が必要かということを考えた場合に、僕たちが持っている資料だけでは難しいのではないか。というのは、末端の信者さんたちの話を僕は聞いているだけなのです。上の人たちの話はほとんど聞けていない。

旧統一教会の場合、面白いのは、全国単一、一律の中央集権組織ですから、末端の1か所でやっていることは確かに全国に通ずるのです。金太郎あめですから。そこを分析すれば全体は分かるのですけれども、それが組織のトップの意向であって、組織としてこれを行っていたという主張の立証のためには、裁判所にその認識をしてもらうためには、相当な距離があるのではないかというのが今の段階の僕の認識です。

これから証拠収集によって変わってくる可能性はあると思いますが、僕はむしろ、こんなことをやれる力を持っているのは国だろうと思いますので、国が積極的に証拠の収集をすることが大切なではないかと考えています。

以上です。

○菅野委員 ありがとうございました。

そうだとすると、やはりここは政府の出番だと。宗教法人法第78条の2の質問権や報告徴収権を使えば、政府はきちんと代表役員、責任役員に対してまで報告を求めることができるわけですから、よく分かりました。ありがとうございます。

○紀藤委員 解散命令を利害関係人申立てでどうしてしなかったかということについては、これは実務的な御理解をいただかないとなかなか難しいので、私どもは検討したこともありますので、一応お伝えしますと、大きく2つあります。

1つは、利害関係人申立てというのは、被害者が債権者であることを証明しないといけないのです。そうすると、不法行為債権を証明しないといけないわけです。不法行為債権を証明することになると、民事の裁判で勝訴しているか、勝訴していないのであれば、解散命令の申立ての中でそれを証明しないといけないのです。ということは結局、民事の訴訟をするのとあまり変わらないのです。

ですので、解散命令をすると不法行為債権を証明しないといけない。そのためには民事の訴訟と同じことをしなければならないということになると、過去の裁判でも数年がかり

の解散命令の申立てになるのです。3年とか、2年とか、確定までにはもっとかかるかもしれません。ですので、解散命令を申し立てる当事者適格の立証のこと自体に膨大な時間がかかるということです。

同時に、過去の旧統一教会の例でもそうですけれども、旧統一教会は負けそうになるとお金を払ってくるのです。できるだけ判決を得たくないのです。場合によっては、供託なんかをされたら適格を失うのです。ですので、実務的に言うと、利害関係人、つまり被害者から解散命令の申立てをするというのは著しく困難です。それが一つです。

もう一つは、オウム真理教の事件では、実は東京都と宗務課が解散命令の申立てをその6月にしたのです。その頃、松本サリン事件と地下鉄サリン事件とサリン事件が2つ起きていたわけですけれども、1994年の松本サリン事件のほうが先行していましたので、被害者がまとまっていたということもあって、私は松本サリン事件の弁護団員として、被害者申立て、利害関係人申立てを解散命令の申立てでしました。そして、東京都と検察官が共同申立てしたものと併合を求めました。ですけれども、結局、裁判所は今言った論点があるので最後まで併合しませんでした。

我々は併合してもらって一緒にやろうと思っていたのですけれども、裁判所は不法行為債権の確定ということになると証拠が必要ということもありますので、併合せずに、東京都と検察庁の申立てを10月に認めたのです。そして、我々は取り下げました。もう解散命令が出て、清算人がつきましたので。

そういうような経過があって、国の申立てと当事者の申立ては、そういう意味で両立はするのかもしれません、裁判所的に見ると、立証の問題として原告適格の問題が先にあるものだから、そこでつまづくのです。

最終的に、清算人がつくということは、清算人の報酬という問題があるので、このときは破産が予定されていたので、金額は忘れましたけれども、予納金を払わないといけなくて、それを被害者から用意することは著しく困難です。破産の際の予納金は1億円でした。

被害者のほうで破産申立てと、国の方で破産申立てと、双方でしましたので、当時、坂本弁護士事件弁護団、仮谷さん拉致事件弁護団、松本サリン事件弁護団、地下鉄サリン事件弁護団の4弁護団の各弁護団で100万ずつの400万、国で9600万を加えて破産をしましたので、つまり、1億円を積んだということもあった。

実際に、旧統一教会は破産するほどの被害額があるのかどうかという議論がありますので、簡単には破産に移行しないでしょうから、恐らく清算人の段階で裁判所は1億円は下らない。あるいは、被害額も大きいし、もっとかもしれません。オウム真理教はその頃、1万2000人ぐらいの信者だったわけですけれども、旧統一教会の場合は5万人は優に超える信者がいますから、1億円を優に超えるお金を予納金として納めないとできませんので、この2番目の論点まであって、なかなか被害者利害関係人申立てはできないだろうなという判断で、これまで推移してきたのです。ですので、ここで言う利害関係人というのは、実質的に予定されているのは、現役の信者か、あるいは所轄庁以外の官庁、あるいは政府、

国ということを予定しているのかなど。

職権による解散命令の手続も規定されていたと思うので、私は利害関係人として政府申立てもできると思っているのですね。政府申立てもできて、最終的に原告適格が曖昧だったら職権で裁判所が取るという手続がバイパスとして予定されている手続だと、私はこの条文を理解しています。

○河上座長 どうもありがとうございました。

宮下委員、先ほどから手を挙げておられますか、いかがですか。

○宮下委員 ありがとうございます。

郷路先生、紀藤先生、大変詳細で、また重い御提言と御報告をありがとうございました。

まず、質問ですが、郷路先生からいただいた資料2、「消費者法ニュース」の5ページ目の一番下のところ、「原理講論の分析からわかること」の⑤で、「旧統一教会以外の他者が所有権に基づいて所有している金銭についても、本来神の所有物であり、人間の墮落によってサタンに奪われたものであるから、その物自体が神=復帰した人間・文鮮明=のもとへの復帰を望んでいるという、他者の財産を収奪するための極めて攻撃的な思想」という御指摘があるのですが、私たちは契約というものをベースにして考えることも多いわけですけれども、契約というのは、例えば、自分の物を人にあげるということであれば贈与契約になりますし、あるいは委任や請負であれば報酬を支払うというのはもちろん自分のお金を支払うという形になると思うですね。ところが、ここの御指摘ですと、もともと自分のものでない物を元の持ち主に返すのだということになるかと思うのですが、そのところをもう少し教えていただきたいというのが質問でございます。

もう一つ、先ほど来、契約ということを前提にした議論があるわけでございますが、それ自体は重要なことだと認識しております。ただ、こうなってきますと、前回も報告したように、契約という概念で説明し切れないものがあるのではないか。そうすると、消費者契約法の改正というのは当然重要なことだと思いますけれども、それ以外の場面も全て包括するような形の法律、もちろん民法であれば不法行為という方法があるのですけれども、それ以外の方法で、場合によっては特別立法といったものも考える余地があるのではないかと私自身は考えておりますが、その点についても御意見がもしございましたらお聞かせいただければと存じます。

長くなりましたが、以上でございます。

○河上座長 ありがとうございました。

郷路先生、いかがでしょうか。

○郷路弁護士 統一原理によりますと、世界は人間と人間以外の全ての物に分かれます。人間以外の全ての物というのが万物と表現されます。その万物というものは、神が本来所有していて、人間のためにつくられた物だと教えられます。人間は成長して神のような人格を持った理想的な人間になることによって、その万物を納める、万物主管といいますけれども、万物を主管して納めて、この世で幸せに生活するのだというのが人間の理想的な

像になっています。

ところが、人間は、人間の始祖のアダムとエバが墮落することによって、原罪を持つような人間に墮落してしまったわけです。サタンの世界に落ちていってしまった。

本来、人間に与えられる物であった万物がそれと一緒に、全てサタンの側にサタンの物として人間とともに落ちてしまった。その万物を本来の所有者である神のもとに返していくかなければいけないというのが万物復帰という教義になります。ですから、万物の中にはお金もあれば、何でも全部入ってしまうわけあります。それが根柢になっている。

さらに、原理講論の中には、真の人間である文鮮明に対して万物自体がそこに戻りたいという意思を表明する、そういう思いを持っているという記載まであります。それを実現させてやる、万物復帰をしてやるのが旧統一教会の使命なのだということになっているのです。

したがって、万物復帰を実践するというのは彼らの使命になり、なおかつ、そのことが自分の救いのためにも必要という教えがありますから、そのところを一生懸命やるということになっているということでございます。

契約の中で包摂できないものがあるのではないかと、私自身も思っています。難しいところがあるのではないか。

私自身は、国民の信教の自由を守るということを目的にする独立した法規範があつていいのではないか。その中で、例えば宗教団体の伝道の場合には自らを明らかにして伝道しなければいけない等々、今説明した基準が盛り込まれる形での規範があつていいのではないかと考えているところです。

信教の自由を守るための法律が日本には全くありません。これは、おのの独立した人格を持った人間同士だから心配ないとされているのだと思います。ただ、そういうことはないと僕は思います。圧倒的な力を持った宗教集団と、孤立無援、たった一人の人間という構図の中で信教の自由が侵害されてしまうことがあるのだと、旧統一教会の事例が示していることだと考えています。

以上です。

○河上座長 芳野委員、どうぞ。

○芳野委員 郷路先生、お話、ありがとうございました。

ちょっと質問させていただきます。

宗教団体の伝道・教化活動について、旧統一教会がどんな形でやっているのかを大変詳しく教えていただいて大変参考になりました。

宗教団体の伝道・教化とか寄附というのは、普通の一般的な宗教団体は広くやられていることですが、郷路先生が実際に携わっておられて、旧統一教会がいわゆる宗教団体の伝道・教化活動や寄附と違う点、ここが違つてここが問題なのだということが比較として端的にあるのであれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○河上座長 郷路先生、お願ひします。

○郷路弁護士 私の作業はタコつぼを掘るような作業で、旧統一教会の伝道・教化活動だけを35年間対象にしてきました。それぐらいボリュームのあるものなので、他の宗教団体との比較が私の能力ではできていません。ですから、今の御質問に対して的確にお答えすることは難しいのですけれども、正体を隠した伝道をやっている宗教団体としては、ほかには例えばアレフ、摂理などが挙げられますけれども、いずれもカルト的な集団とされているところであって、それ以外の普通の宗教が勧誘をするときに正体を隠すということを、伝道活動であることが明確であるにもかかわらず意識的に宗教団体であることを隠す、名前を隠すということをやっているということを、私は寡聞にして聞いたことがありません。

そのほかのことについても、例えば他の宗教の教義を使って信仰まで持たせてしまうということを、ほかの宗教団体が宗教者としての良心に照らしてやれるとも思えないですね。やはり正しいと信じているから訴えようとするのであって、正しいと信じていないことを、これをやると簡単にだませるからということで利用するというのは、僕は宗教団体のありようとしては信じることができない。そんな思いを持っています。

6つの基準というのは、部分的にそれぞれのところはあるかも分かりませんけれども、これだけ6つしっかりと持っているところはそんなにないのではないか。そして、ほかの宗教団体で問題があるとすれば、僕はほかの宗教団体の伝道・教化課程をつぶさに調査して、その調査の中で、この部分が国民の信教の自由の侵害に影響しているか、していないかという問題を考えた上で発言しなければ、発言がしにくい問題ではないかと考えています。

以上です。

○芳野委員 ありがとうございました。

○河上座長 どうもありがとうございました。

そろそろ終了の時間が近づいていますけれども、今日まだ御発言されていない方で、何か御発言があれば。

国民生活センターからお願いします。

○山田委員 山田でございます。

本日は、郷路先生、分かりやすい説明をありがとうございました。

提供いただいた資料5を見ますと、この図の中で矢印の右に行けば行くほど事態が難しくなると思われます。消費者取引ともだんだん言えなくなってくるような感じがしますので、逆に、一番左の物販の段階ですと契約性というのも比較的捉えやすいと思うのですが、そうしたいわゆる靈感商法が行われているという情報の提供を積極的にやることは効果があると、郷路先生、あるいは紀藤先生でも結構ですけれども、お考えでしょうか。

その情報提供として、こういう商法が行われていますよという提供の仕方もあれば、こういう名前でやっているところは気をつけてくださいというやり方もあるかと思うのですが、その辺は何かお考えがございますでしょうか。

以上、御質問です。

○河上座長 では、簡単で結構ですけれども、郷路先生からお願ひします。

○郷路弁護士 御質問に的確に答える能力がちょっとないなと思います。消費者センターの立場からどうすれば一番有効か、的確に答えられません。両方必要ではないのかなと思います。これは紀藤先生にお任せしたいと思います。

○河上座長 では、紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 もう時間がないので、私も両方必要だと思っていまして、これは次回以降の会議の中で、相談のことをやられると思いますので、その中で御説明しようと思っています。

フランスの法制がそういう意味ではとても参考になって、これはいわゆる個別規制です。つまり、セクト的逸脱に対する規制と監視を両方とも車の両輪でやっているのです。ここはとても重要な視点だと思いますし、次回も相談の集計の御報告とかをされるのだと思いますけれども、今まで出てこなかった論点、つまり家族破壊みたいな論点も、この議論の中には必要だと思いますので、献金の問題と家族破壊の問題は不可分の関係性もありますので、そこは次回以降の議論にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

時間が参りましたけれども、西田先生、どうぞ。

○西田委員 ありがとうございます。

私は、社会心理学という分野で、科学実証主義的にこうした正体を隠した勧誘であるとか違法な行為に従事させる方法というのを研究してきたのですけれども、旧統一教会の事例は1994年に日本社会心理学会の『社会心理学研究』という雑誌に投稿して、実は優秀賞ももらったのですけれども、270名ぐらいの旧統一教会の信者さんたちの調査結果から証明されています。

そこから始まって、オウム真理教の事件とか、尼崎の刑事事件であるとか、昨日も有罪判決が出ましたけれども、ママ友に支配された福岡の女性が子供を餓死させた事件があるのですけれども、そういういった刑事事件においても共通の構造になっています。

それは、まず社会的に遮断して、目的を告げずに接近してくる。その上で、現実感を変えて、価値観の構造も変えさせて、よいと思っていたことは間違いであり、間違いだと思っていたことをよいものだというように価値を転換させる。そこに持っていくには、抱えている問題を解消させる権威者というのを構築して、そして恐怖感を与えて、やめたら大変なことになるといったようなテクニックというのはほぼ共通しています。

そういう点を考えますと、これまでの郷路先生の努力にあるような、いわゆる信教の自由を奪うような心理的な作戦が構築されているのだという認識に立たないと、こういった問題の解決にはつながっていないのではないかと思います。

以上です。

○河上座長 御意見として承っておきます。

菅野委員、簡潔にお願いします。

○菅野委員 次回に向けて1点だけ検討をお願いしたいことがあったので、手を挙げました。

消費者契約法の契約の範囲というのが大きな核心部分の一つになってきていると思います。献金の中には契約と言いにくいものもあるのではないかと私自身思うわけですけれども、一方で契約でないとすると単独行為になると思うのですけれども、類型のない単独行為は認められないで、その金銭の移転の法的根拠は何だと見るのかという話にもなってくると思うのですね。

この前、宮下先生がおっしゃったように、贈与契約と決めつけると、現実に献金する前に献金義務が生じるみたいな問題が生じるけれども、一方で自然債務を生じさせる無名契約と捉えることができるのであれば、もしかしたら割と幅広く救済できるのかもしれないとか、いろいろあると思って、こういうふうにコンセンサスが取れていないことがこれまでの弁護士の皆さんのお苦労だったのだと思っているので、ここは大事だと思うのです。

例えば、政府の中で献金というものの法的性質とか、それがどこまで契約というふうに捉えると考えているのかということを一度ヒアリングをしてもいいのではないかと思っています。法務省の民事局なのか、所轄は分かりませんけれども、座長のほうでも御検討いただければと思いました。

以上です。

○河上座長 ありがとうございました。

では、この辺りにしたいと思います。

実は、今回のこの検討会は非公開ということになっておりますけれども、今日の御議論を伺っている限りでも相当重要な法律論が行われたと認識しております。皆様の御了解が得られましたら、質疑のうちで重要な部分、あるいは法律論としてこれは公開したほうがよいと思われるようなもの等々について、議事概要という言葉ではありますけれども、かなり具体的な内容について公開をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮下委員 全く異論はございませんけれども、例えば郷路先生あるいは紀藤先生の公刊されたもの、あるいはこれから公刊予定のものは引用することが可能かどうかだけお聞きできればと思います。

○河上座長 それも、資料としては公刊されているものなので、郷路先生、紀藤先生に事前に伺ったところ、公開しても構わないというお話をいただけましたので、それは公開することにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○紀藤委員 議事録ですけれども、要旨版にするのか、全文版にするのかという議論があるので、郷路先生が了解していただけるのであれば、私は全文版でもいいのかなと。今日の報告を聞いて、特に秘匿するところはなかったのではないかと思います。

郷路先生はどうですか。

○郷路弁護士 私のほうでは、公表されて困るというか、問題があるところはないつもりです。ですから、私の発言については、どこの部分でも公表されても構いません。

○河上座長 これは事務局のほうで、郷路先生とも相談をして、公表できるものを整理して作成して、その他の委員の先生方の発言なども御相談の上で公刊できるような方向での作業にしたいと思います。国民の関心も非常に高いということもございますし、問題の実体が少しでも伝わるようにということで、そのような形で処理をしていきたいと思います。

ほかにもまだ御意見、御質問がございましたら、事務局のほうに御連絡いただければ、事務局のほうで検討の上、回答させていただくということにしたいと思います。

事務局のほうは何かございますか。

それでは、次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○尾原課長 次回でございますけれども、来週9月28日水曜日、8時15分から9時30分を予定しております。議題等は追って御連絡させていただきます。

以上でございます。

○河上座長 また朝の早い時間で大変申し訳ございませんが、9月28日の8時15分から9時30分までという時間の中で、次回の検討会を行いたいと思います。

では、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。